



## 2 3 地方交付税の確保や臨時財政対策債の廃止など、 大都市の魅力と活力を高める地方分権改革の推進

(内閣官房, 内閣府, 総務省)

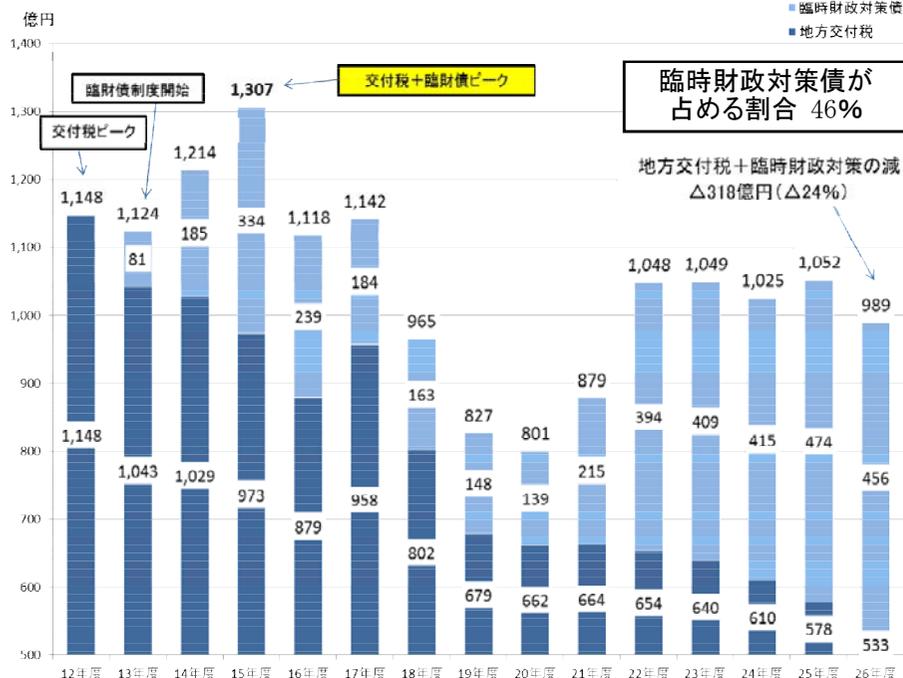
現行の指定都市制度の課題を抜本的に解消し、指定都市が周辺市町村と連携を深め、成長戦略拠点として日本の発展を一層けん引していくため、次のとおり求めます。

### 提案・要望事項

- (1) 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止
- (2) 国庫補助負担金の廃止及びそれと一体となった税源移譲
- (3) 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設
- (4) 大都市特有の財政需要を考慮した消費・流通課税, 法人所得課税などの配分割合の拡充強化
- (5) 退職手当債発行拡充措置の平成28年度以降の延長
- (6) マイナンバー制度のメリットを活かすための必要十分な財源措置
- (7) 新たな大都市制度「特別自治市」の創設
- (8) 道府県と同等の事務権限の移譲とそれに見合う自主財源の保障

# 地方交付税の必要額の確保と 臨時財政対策債の廃止

京都市における地方交付税及び臨時財政対策債の実績推移



- **増大する行政経費に応じた必要額の確保が必要！**
- この間の市税収入の増(26年度予算ベースで171億円)を大きく上回る削減額  
⇒ **地方交付税総額確保が必要！**
- 26年度地方交付税→ピーク時(12年度) :  $\Delta 615$ 億円( $\Delta 54\%$ )  
⇒ 臨時財政対策債の発行等による負担の先送りではなく、**法定率の更なる引上げによる地方財源不足額の解消が必要！**

# 事務配分の特例に対応した 大都市特例税制の創設

京都市をはじめ指定都市は、「事務配分の特例」として、道府県に代わって、国道・府道の管理などの事務を行っているが、税制上の措置が極めて不十分

大都市特例事務に係る税制上の措置不足額(平成26年度予算に基づく概算)

## 大都市特例事務に係る経費

指定都市計 約3800億円  
うち京都市 約170億円

児童福祉, 身体障害者福祉,  
土木出張所, 衛生研究所,  
国・道府県道の管理等

## 左の経費に対する税制上の措置

指定都市計 約2,300億円  
うち京都市 約119億円

**税制上の措置不足額**

税制上の措置済額  
指定都市計 約1,500億円  
うち京都市 約51億円

税制上の措置が必要！

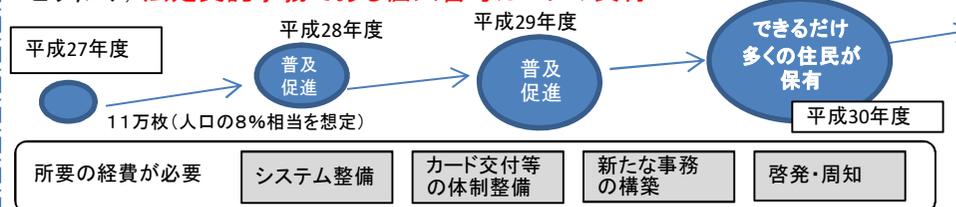
加えて、自動車取得税交付金には、指定都市加算分が存在しており、自動車取得税の廃止に伴っては指定都市以外の都市より減収額が大きく、これに見合う代替措置が必要

# マイナンバー制度のメリットを活かす ための必要十分な財源措置

## マイナンバー制度の有効活用を推進！

- ◎ 個人番号カードの確実な交付と普及促進
- ◎ マイナンバーの積極的な利用(社会保障, 税, 災害対策)

とりわけ、法定受託事務である個人番号カードの交付



公平・公正な社会を実現する国家的な情報基盤整備であり、全額国庫負担とすべき



# 新たな大都市制度「特別自治市」の創設

## 現行の指定都市制度の課題

抜本的な問題解決のためには

## 「特別自治市」の創設が不可欠！

- ① 特例的・部分的な事務配分  
⇒ **迅速かつ主体的・総合的な行政運営に支障**
  - ・ 同一事務でも、一部の決定・執行権限が国や道府県に留保
  - ・ 大都市としての総合的な行政の運営に必要な事務が欠如 (例) 道路・河川管理, 交通警察, 労働行政 等
- ② 道府県との不明確な役割分担  
⇒ **非効率な二重行政の発生**
  - ・ 市域内で, 道府県が類似施策等を実施 (例) 住宅施策, 商店街振興施策, 消費者施策 等
- ③ 責任・権限に応じた税財政制度の不存在  
⇒ **受益と負担のねじれの発生**
  - ・ 道府県から移譲されている特例事務に見合う税制上の措置が不十分(府に代わって負担している経費約170億円のうち, 約119億円が措置されていない\*。)
  - ※ 平成26年度予算に基づく概算

### <「京都方式」による二重行政の打破>

現行制度の下でも, トップ同士や幹部職員をはじめ, あらゆる層の職員が公開の場で徹底した議論を行う「京都方式」により,

- ・ **全国初** 動物愛護センター(動物愛ランド・京都)の共同設置運営(27年4月開所)
- ・ **全国初** 衛生研究所の共同整備(27年度:設計)
- ・ 産業政策, 雇用創出, エネルギー政策等のオール京都での推進 などを実現

さらに, 消防学校や計量検査所の共同化に向け, 京都府と協議中

### 【特別自治市とは】

- ・ 外交・防衛等の国が担わなければならない事務を除いた, 地方が行うべき事務の全てを一元的に処理
- ・ 市域内の道府県税と市税の全てを賦課徴収
- ・ 市域に行政区を設置し, 一体的に大都市を運営

### 【「特別自治市」創設による効果】

- ① **地域実情に応じた施策展開**  
⇒ 住民に最も身近な基礎自治体である特別自治市は, 道府県が事務を行うよりも, 地域実情に応じた迅速かつ主体的な施策が展開
- ② **効率的な体制整備, 行政コスト削減**  
⇒ 特別自治市が事務を一元的に処理することにより, 事務がさらに効率的に執行され, 無駄なコストが削減
- ③ **市民の利便性向上**  
⇒ 二重行政の完全な解消により, 地方の事務に関する窓口は特別自治市に一本化されるなど, 市民サービスが向上
- ④ **受益と負担のねじれの解消**  
⇒ 大都市の役割に応じた税制度となることにより, 大都市特有の行政課題に対する税負担と受益の関係が明確化
- ⑤ **行政課題への的確な対応**  
⇒ 効率的な体制と事務・権限に見合った税源が確保されることにより, 少子高齢化対策や公共施設整備・更新, あるいは成長分野への投資等, 各大都市の行政課題に的確に対応

大都市の特性をいかし, 個性豊かで活力に満ちた社会を実現！